

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 中里建設株式会社
住所: 栃木県佐野市栃本町1051
2. 指名停止措置期間: 自 令和4年3月7日 2週間
至 令和4年3月20日

3. 事実概要

中里建設株式会社は、令和2年8月26日、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が高さ約4.3mの路肩でトラクター・ショベルを用いた土砂運搬作業に従事していたところ、路肩から1m下に建設機械ごと転落し、作業員が死亡する工事を発生させた。

この件について、同社及び同社従業員は、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 佐野 英治
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564